

## 研究の実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する 実施方針について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」(令和2年2月12日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)(以下「申し合わせ」という。)に基づき、本研究事業から人件費を支出しつつ、食品健康影響評価技術研究に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力の向上に資する活動に充当することが可能です。希望する場合には、下記に従い手続等を行ってください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>

### 1. 対象者

本実施方針の対象者は、原則として以下の全てを満たす者とする。

- (1)民間企業を除く研究機関において、本研究事業の実施のために雇用される者(ただし、本研究事業の主任研究者(以下、PI という)が自らの人件費を本研究事業から支出し雇用される場合を除く。)
- (2)40歳未満の者
- (3)研究活動を行うことを職務も含む者

### 2. 実施条件

本実施方針の実施条件は、原則として以下の全ての条件を満たすこととする。

- (1)若手研究者本人が自発的な研究活動等の実施を希望すること
- (2)PI 等が、当該研究事業の推進に資する自発的な研究活動等であると判断し、所属研究機関が認めること
- (3)PI 等が、当該研究事業の推進に支障がない範囲であると判断し、所属研究機関が認めること(当該研究事業に従事するエフォートの20%を上限とする。)

### 3. 従事できる業務内容

上記2の全ての条件を満たす自発的な研究活動等(他の研究資金を獲得して実施する研究活動及び研究・マネジメント能力向上に資する活動を含む。)

### 4. 実施方法

#### (1)若手研究者の募集

研究事業の実施のためにPI等の所属研究機関が若手研究者を募集する際に、自発的な研究活動が可能であることや当該研究事業の遂行に支障がないと判断するエフォートの目安を示す。

## (2)申請方法

申請に関する標準的な手続は、申し合わせ別添の「自発的な研究活動等の承認申請手続」及び「自発的な研究活動等の変更承認申請手続」のとおりとする。

## (3)活動報告

活動報告に関する標準的な手続は、申し合わせ別添の「自発的な研究活動等の活動報告手続」のとおりとする。

## (4)活動の支援、承認取消

PI等は、若手研究者の自発的な研究活動について、必要に応じて、実施状況を把握し当該研究活動を支援するとともに承認された当該研究活動等が適切に実施されるよう助言を行う。

なお、当該研究活動等が2.の実施条件に違反していることが確認された場合には、所属研究機関は、PI等と相談の上、年度途中でも当該研究活動等の承認を取り消すことができる。

上記(1)～(4)等の各研究機関における具体的な実施方法については、各研究機関の実情等に応じて、各研究機関においてあらかじめ規程等を定めた上で実施するものとする。各研究機関における手続等を定めるに当たっては、研究者等の負担にも留意しつつ、雇用元の研究遂行に支障がないよう、また、若手研究者の自発的な研究活動等が円滑に実施されるよう、適切なエフォート管理等を行うこと。また、申請内容やかつ報告内容等については、各研究機関において適切に保管すること。

## 5. 状況報告

研究機関は、会計実績報告書の提出の際に、活動実績報告書の写しを添付する。

また、食品安全委員会事務局は、若手研究者の自発的な研究活動等の実施状況に疑義が生じた場合に、当該自発的な研究活動等の状況報告を求めるとともに、2.の実施条件に違反していることが確認された場合には、研究機関に対して、当該自発的な研究活動等の是正を求めるとや当該研究者に支出した人件費のうち、自発的な研究活動等に係る人件費の返還等、必要な措置を講ずることとする。